

医療事故に関する病院側のコメントと名誉毀損の成否

メディカルオンライン医療裁判研究会

【概要】

本件は、H 病院の担当職員が、新聞社に情報を提供して、新聞社の発行する日刊紙に、A の名誉を毀損する記事を掲載させたことにより精神的損害を被ったとして、A が、その職員の利用者である H 病院に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事件である。

キーワード：業務上過失傷害罪、名誉毀損、記事

判決日：東京地裁平成 23 年 5 月 31 日判決

結論：請求棄却

【事実経過】

- 1 医師でありかつ医療ジャーナリストである A の長男 B は、H 病院に入院中、平成 18 年 5 月 19 日に実施された脳血管造影検査(以下「造影検査」という。)によって急性脳梗塞を発症し、右片麻痺及び失語症の後遺症を生じた(以下「本件事故」という。)
- 2 B は、平成 19 年 3 月ころ、造影検査の担当医師らを業務上過失傷害罪で刑事告訴すると告知状を警視庁に提出した。
- 3 V 新聞社が発行する夕刊 W の X 記者は、本件事故について報道するために、A や B から事情聴取をした。
- 4 X 記者は、平成 19 年 12 月 6 日ころ、本件事故について B が刑事告訴をしたことについて H 病院側から意見を求めるべく、H 病院の広報担当部署に電話をかけ、自分が夕刊 W の記者であることを名乗った上で、本件事故の取材のために電話をしたことを伝え、本件事故について B が刑事告訴をしたことについて意見を求めた。この取材に対し、H 病院の担当職員は、『血管

炎は非常に珍しい病気で担当医師から本人と家族に、検査のリスクを 2 回も説明した。やめた方がよいとまで進言したにもかかわらず、撮影検査を懇願してきたのは A である。告訴についてはまったく理解できない。H 病院側に過失は一切なかった』という趣旨のコメント(以下「病院側コメント」という。)を述べた。

なお、病院側コメントのうち、やめた方がよいとまで進言したにもかかわらず、撮影検査を懇願してきたのは A であるとの部分は、真実と異なる。

- 5 平成 19 年 12 月 7 日発行の夕刊 W に、本件事故に関する記事(以下「本件記事」という。)が掲載された。本件記事においては、病院側コメントの内容が、H 病院の話として掲載されている。本件記事の具体的内容は、左上に「O 医師」との見出し及び A の写真が掲載され、中央部に「B が医療ミス告訴」との部分特に大きな活字ポイントで記載された大見出し(「医療ミス」という部分は白抜き)が存在し、「不必要なのにリスク高い検査」、「母校・H 医大の附属病院」、「途中で脳梗塞発生も続行」、「リスク説明した 過失は

一切ない」との本文の活字よりも若干大きな活字ポイントで記載された小見出しがある。

また、本件記事の構成は、冒頭要約文の最後に「O 医師は『B には不必要なのに、リスクが高い脳血管内の撮影検査を行った』と、主治医らの医療ミスを主張している。」との記載があり、その後が続いてAの説明に基づく本件事故の内容、Bが告訴に至った経緯、告訴に伴って意見書を書いた医師の意見やAのコメントが記載され、本件記事の一番最後の箇所に、前記「リスク説明した 過失は一切ない」という小見出しとともに、H病院の話として、病院側コメントの内容が記載されている。

そして、本件記事の大部分が本件事故の内容やA側の言い分の記載であり、病院側コメントの記載は本件記事全体の10分の1にも満たない。

【争点】

病院側コメントを含む本件事故に関する夕刊Wの記事は、医師でありかつ医療ジャーナリストであるAの社会的評価を低下させる内容か。

【裁判所の判断】

本件記事は、これを全体として読めば、A側の言い分を中心に、本件事故の内容や、Bが本件事故について警視庁に刑事告発したという事実を紹介しており、病院側コメントが掲載された部分については、A側の対立当事者としてのH病院の言い分を本件記事の末尾にそのまま記載したとの印象を与えることができる。そうすると、病院側コメントの一部に真実と異なる記載があったとしても、一般の読者は、A側とH側の間で認識の違いがあり、言い分が食い違っているとの印象を受けるにとどまるのであって、病院側コメントとして掲載されたHの言い分が直ちに真実であるとか、Aが、医師の勧めに反して検査の実施を要望したにもかかわらず、その検査で意

思に反する結果が生じたところ、H病院を訴えるような不当な行動をとる人物であると、読み手が受け取るとはいえない。このことから、一般読者の普通の注意と読み方を基準として本件記事全体を読めば、病院側コメントに真実に反する内容が含まれていることを考慮しても、これが、直ちにAの社会的評価を低下させると認めることはできない。

【コメント】

1 はじめに

本件は、病院関係者が新聞記者からコメントを求められ、掲載された記事がAの名誉を毀損したとして病院側が損害賠償を求められた事案である。

そこで、医療関係者の発言が名誉毀損であると訴えられた本件事例を題材に、名誉毀損が成立するのはどのような場合か、医療事故に関して取材を受けた場合などにおけるマスコミ対応の注意点、さらには病院側が患者などから名誉を毀損された場合、特にインターネットの掲示板に名誉を毀損する書込みがなされた場合の対応方法などを検討していくこととする。

2 名誉とは

名誉毀損の「名誉」とは、人がその品性、徳行、名声、信用などの人格的価値について、社会から受ける客観的な評価すなわち社会的名誉を指す、と最高裁判例では定義されている(最高裁昭和45年12月18日判決)。この名誉を毀損すること、すなわち客観的な人の社会的評価を低下させることが名誉毀損となる。

人の名誉を毀損した場合、刑法上の名誉毀損罪が成立し、民事上では不法行為として損害賠償責任を負うことになる。

なお、個人が持っている主観的な名誉感情の侵害は名誉毀損とはならないが、法律の要件を充たせば不法行為として損害賠償の対象となる。たとえば、タクシーの乗客が運転手に「運転手は昔は駕籠かきやないか」などと20分にわたって誹謗侮辱的な発言

を続けたというケースで、慰謝料の請求を認めたものがある(大阪高裁昭和 54 年 11 月 27 日判決。ちなみにタクシーの乗客がタレントであったため、当時は比較的大きく報道された)。

また、医師が患者に対する名誉毀損や侮辱を行った場合、診療中に行った場合であっても医師賠償責任保険では対応できないことに注意したい。

3 新聞・週刊誌等の報道による名誉毀損について

(1) 人の社会的評価を低下させることが名誉毀損となるが、具体的にはどのような場合に人の社会的評価を低下させたといえるのだろうか。

最高裁判例は、当該記事についての一般読者の普通の注意と読み方とを基準として解釈した意味内容に従って判断すべきであるとしている(最高裁昭和 31 年 7 月 20 日判決)。さらに、ある表現行為が他人の名誉を毀損したかどうかを判断するにあたっては、表現行為の対象とされた人の品位、身分、職業等、その人の社会における地位、状況等を考慮しなければならないとしている。

これはどういうことかという、同じ表現内容であったとしても、ある者との関係では名誉毀損が成立するが、他の者との関係では名誉毀損とならない場合があるということである。具体的には、ある特定の者に対して殺人犯でもないのに殺人者と報道したり批判したりすることは名誉毀損となる可能性があるが、殺人罪の容疑で逮捕された者に対して事件に関連する報道を行うことは、それだけでは直ちに名誉毀損にはあたらないということである。

(2) 本件では、A は、医師であり、医療ジャーナリストでもあり、医師などの信用を基礎として仕事を行っていると主張し、そのような立場から「(H 病院が)やめた方がよいとまで進言したにもかかわらず、撮影検査を懇願してきたのは A である」との部分について、「このコメントが記載された本件記事によって、A につき、医師からやめた

方がよいと言われたにもかかわらず、あえて検査の実施を要望し、意思に反する結果が発生すると責任を転嫁し、本件病院を訴えるという不当な行動をした人物であるという誤った印象が本件記事の読者に伝わった」ことにより社会的評価が低下したと主張した。

これに対し、裁判所は、一般読者の普通の注意と読み方を基準として本件記事全体を読めば、病院側コメントに真実に反する内容が含まれていることを考慮しても、これが、直ちに A の社会的評価を低下させると認めることはできないとして、A の請求を退けた。要するに、本件記事は B の H 病院に対する告訴をメインとして取り扱っており、H 病院側のコメントは記事全体の 10 分の 1 に満たないことが判断のメルクマールとなったと思われる。

(3) もっとも、「一般読者の普通の注意と読み方を基準」と言っても、あくまでも裁判官が「一般読者であれば〇〇と捉えるだろう。」と判断しているのだから、いわば裁判官の基準ともいえる。そうすると、全く同じ事案であってもどの裁判官が判断するかによって、結論が異なる可能性は否定できない。

また、新聞社等のマスコミから医療事故等についてコメントを求められた場合、実際の記事などでどのように取り扱われるか、あらかじめ知ることはできない場合がほとんどであろう。ゆえに、たとえば、コメント内容について、発言の前後が切り取られ、あたかも別の趣旨で発言したかのように取り扱われる危険がないとは言えない。

さらには、医療事故は患者にとってもセンシティブな情報であり、これをマスコミにコメントすることにより、守秘義務の問題も生じる可能性がある。

したがって、病院や担当医師が新聞社等のマスコミから医療事故等についてコメントを求められた場合、直ちに応じるのではなく、弁護士等の

専門家の意見を求めるなど、慎重な対応を取るべきである。本事例は病院側が勝訴しているが、勝訴敗訴の前に、そもそも医療行為とは直接関係のない名誉毀損を理由に訴訟になり、その対応を迫られること自体、病院にとっては経済的・時間的に損失となるからである。

4 インターネットの掲示板の書き込みにより病院側の名誉が毀損された場合

病院と患者との間のトラブルを対応する場合、「当該患者と思われる者がインターネットの掲示板に病院や医師の悪口などを書き込んでいるが、どうしたらよいか。」と病院や医師から相談を受けることがよくある。

インターネットのホームページや掲示板に他人の名誉を侵害する書き込みをした場合、書き込みをした者は、民事上、不法行為責任を負う可能性があることは新聞や雑誌のときと同様である。

しかし、インターネットの掲示板などは匿名での書き込みが可能であることから、当該書き込みを誰が行ったのか、想像はついたとしても実際に特定することができない場合がほとんどである。

そこで、このような場合は、掲示板の設置者に対し、書き込みの削除や損害賠償を請求することになる。たとえば、ある掲示板に匿名で特定の動物病院の社会的評価を傷つけるような書き込みがなされた場合において、掲示板の設置者に対し、掲示板において他人の名誉を毀損する書き込みがなされたことを知り、または知り得た場合には、直ちにこれを削除するなどの措置を講ずべき条理上の義務があるとして、書き込みの削除および損害賠償を命じたものがある(東京地裁平成14年6月26日判決)。

もっとも、書き込みの削除や損害賠償を求めるためには、訴訟を提起しなければならない場合もあり、訴訟を提起したとしても、憲法上の表現の自由との関係もあることから名誉毀損が成立することはそれほど容易ではない。また、今では掲示板も有名な巨大掲示板だけでなく、大小無数の掲示板があり、書き込み

も対応不可能なほど広がっている可能性もある。

一方で、インターネットの評判は一過性のものも多く、書き込みをされたことが必ずしも病院の評判の低下や患者数の減少に結びつくとは限らない。つまり、対応したとしてもいわゆるモグラ叩きゲームのようになる可能性もあり、費用対効果の点で割に合わないケースも多い。

したがって、書き込みをされた場合であっても、書き込み気づいた掲示板の管理者に対して削除要請を行えば、あとは基本的にはあまり神経質になる必要はないと思われるが、気になるときは、弁護士などの専門家に相談しながら対応することをお勧めする。

【参考文献】

判例時報 2127 号 19 頁

新裁判実務体系 9 名誉・プライバシー保護関係訴訟(青林書院)

医療の法律相談(有斐閣)

【メディカルオンラインの関連文献】

- (1) [血管造影検査による頭頸部脈管検査法](#)
- (2) [あなどるな！検査にかかわるケア\(脳血管造影検査\)](#)
- (3) [脳血管造影後の微小塞栓性合併症の検討](#)
- (4) [未破裂脳動脈瘤の予防的手術で穿通枝が梗塞し、右片麻痺などの後遺障害が発症した事例](#)
- (5) [マスコミや両親による名誉毀損や内部告発への対応](#)
- (6) [悪意ある虚偽報道による名誉毀損に対するの闘い](#)
- (7) [医療事故と合併症](#)
- (8) [医師賠償責任保険-インシデント・アクシデントを防止するためのヒント-](#)
- (9) [医療における具体的なリスクマネジメント-安全と安楽-](#)
- (10) [医療事故被害と防止への視点](#)